



# 川崎町

## 子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

福岡県川崎町



## はじめに

近年、全国的に急速な少子化が進むとともに、昨今の経済状況の急速な悪化などで、家庭及び地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、児童虐待やいじめ、不登校児の増加、犯罪の低年齢化など子ども自身や子育てをめぐるさまざまな問題もクローズアップされています。

このような中、国では、子ども・子育て関連3法が制定され、本年4月から「子ども・子育て支援制度」が本格的に施行されることとなりました。

本町におきましても、国の制度改正を踏まえ、この「川崎町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、住民の皆様のご意見を十分に反映するため、「川崎町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」を行いました。

また、「川崎町子ども・子育て会議」においては、現計画の評価及び検証や多くのご提案もいただきながら熱心にご審議いただきました。

本町は、今後5年間、当計画を中心に据えた施策を展開し、基本理念である「川崎町に生まれて・住んでよかったと思えるような子育てしやすいまちづくり」を目標に、すべての子どもにとって安全・安心で、子どもの人権が大切にされる環境づくりを進め、笑顔でいきいきと健やかに育つことができ、子育ての喜びを誰もが実感できるまちづくりをめざしてまいります。

今後は、この計画の実現に向け、行政、学校、企業、医療機関、家庭、地域住民や子育て関係活動団体等の協働のもと、相互の連携を図りながら計画の推進に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、関係各位のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提案をいただきました「川崎町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました多くの町民の皆様や関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

川 崎 町



# 目 次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	3
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て会議の設置	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 国・県との連携	6

## 第2章 本町の現状

1. 人口の動向	9
(1) 川崎町の人口推移	9
(2) 世帯の推移	10
(3) 出生数の推移	10
(4) 合計特殊出生率の推移	11
(5) 婚姻と離婚	11
(6) ひとり親家庭の推移	12
(7) 女性の就労の状況	12
2. 子育て支援の状況	13
(1) 認可保育所利用者の状況	13
(2) 基準適合届出保育施設（認可外保育所）利用者数の状況	14
(3) 幼稚園入園者数の状況	14
(4) 時間外保育事業利用者の状況	15
(5) 放課後児童クラブ利用者の状況	16
3. 将来人口推計	17

## 第3章 基本理念

1. 基本理念	21
---------	----

## 第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	25
2. 教育・保育提供区域の設定	26
(1) 教育・保育提供区域の考え方	26
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	26
(3) 本町の教育・保育提供区域について	26
(4) 提供区域設定の主な理由	26
3. 保育の必要性の認定について	27
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	28
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	28
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	29
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	30
(3) 一時預かり事業	31

(4) 乳児家庭全戸訪問事業	32
(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	32
(6) ファミリー・サポート・センター事業	33
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	34
(8) 延長保育事業	34
(9) 病児・病後児保育事業	35
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	36
(11) 妊婦健康診査事業	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	37
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	37
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	38
(1) 認定こども園の普及及び推進	38
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	38
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	38
7. 関連施策の展開	39
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	39
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	
に関する都道府県が行う施策との連携	39

## 第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	43
2. 計画の推進に向けた役割	43
(1) 行政の役割	44
(2) 家庭の役割	44
(3) 地域社会の役割	44
(4) 企業・職場の役割	44
(5) 各種団体の役割	44
3. 計画の推進に向けた3つの連携	45
(1) 町内における関係者の連携と協働	45
(2) 近隣市町村との連携と協働	45
(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	45

## 資料編

1. 計画策定の経緯	49
2. 川崎町子ども・子育て会議条例	50
3. 子ども・子育て会議委員名簿	52
4. 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義	53

# 第1章

## 計画の概要





# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

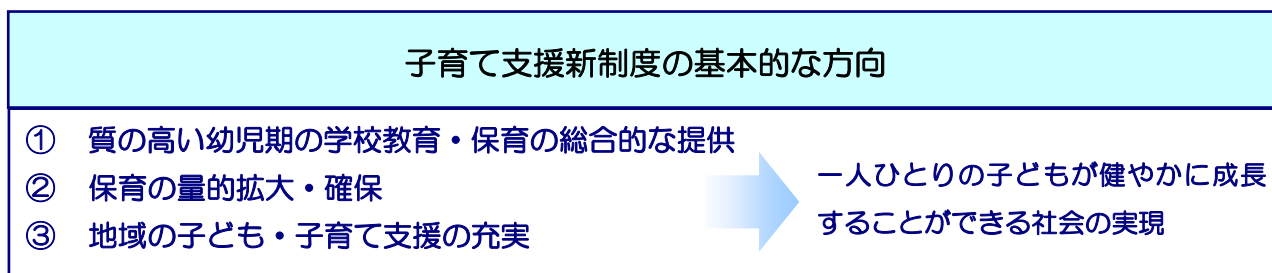
子育て支援をめぐるっては、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子どもの子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要



### (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことをめざします。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ります。

### (2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けやすさを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することをめざします。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ります。

### (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ります。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりをめざします。

### 3. 計画の位置づけ

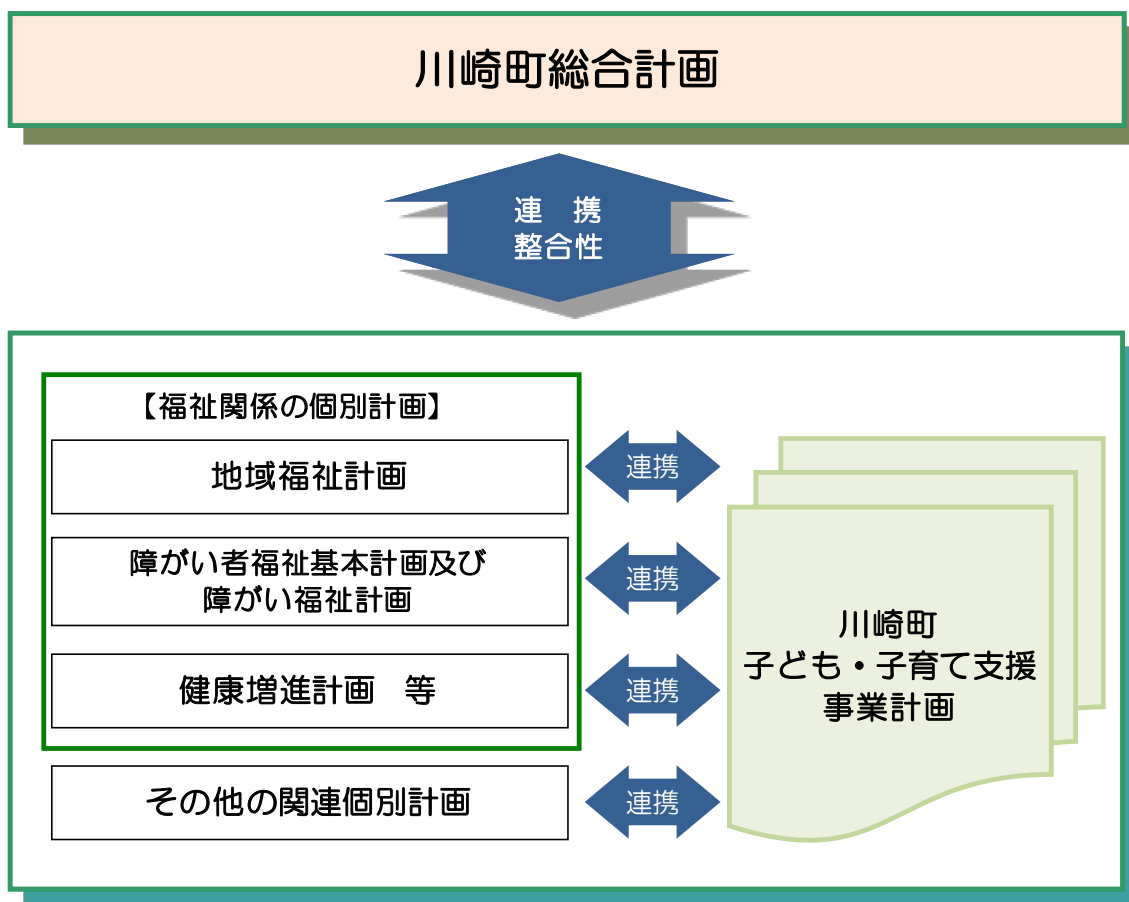
本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、地域福祉計画、障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

#### 子ども・子育て支援法（抄）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



#### 4. 計画の期間

計画期間については、平成 27 年度を開始初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間とします。  
また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成 31 年度に進捗状況を点検し、見直しをおこなうものとしています。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

#### 5. 計画の策定体制

##### (1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「川崎町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

##### (2) アンケート調査の実施

川崎町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 就学前児童調査 : 川崎町居住の就学前児童をお持ちの保護者の方  
小学生児童調査 : 川崎町居住の小学生児童をお持ちの保護者の方
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査期間 平成 25 年 11 月 14 日～平成 25 年 11 月 26 日
- 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	659	198	30.0%
小学生児童調査	710	228	32.1%

##### (3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しました。

## 第2章

### 本町の現状



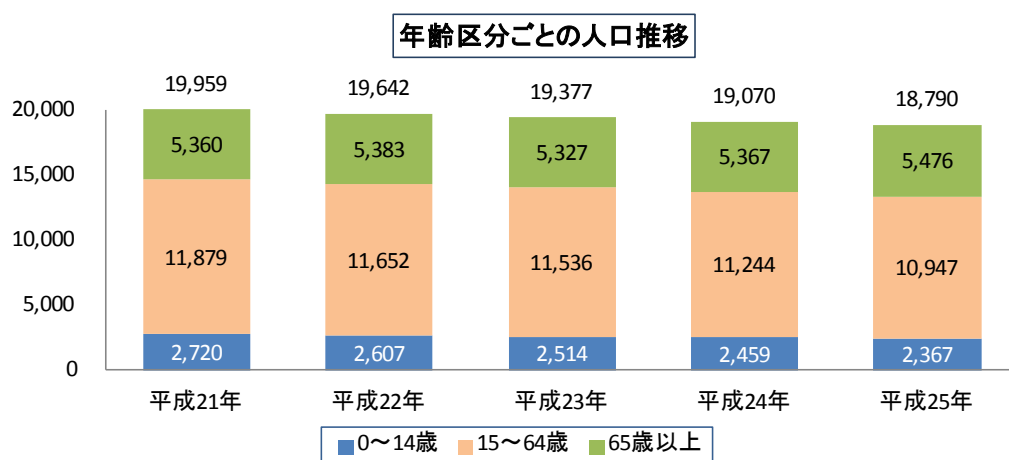
## 第2章 本町の現状

### 1. 人口の動向

#### (1) 川崎町の人口推移

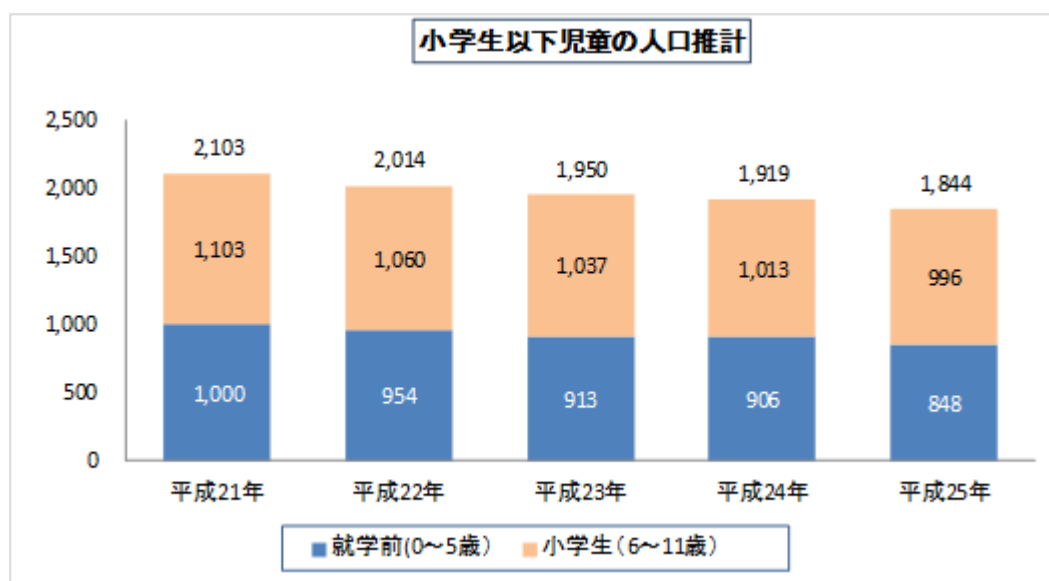
本町の人口は、平成21年の19,959人から、平成25年の18,790人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成21年の5,360人から平成25年の5,476人と増加傾向にあり、一方14歳までの年少人口は、平成21年の2,720人から平成25年の2,367人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



各年4月1日現在

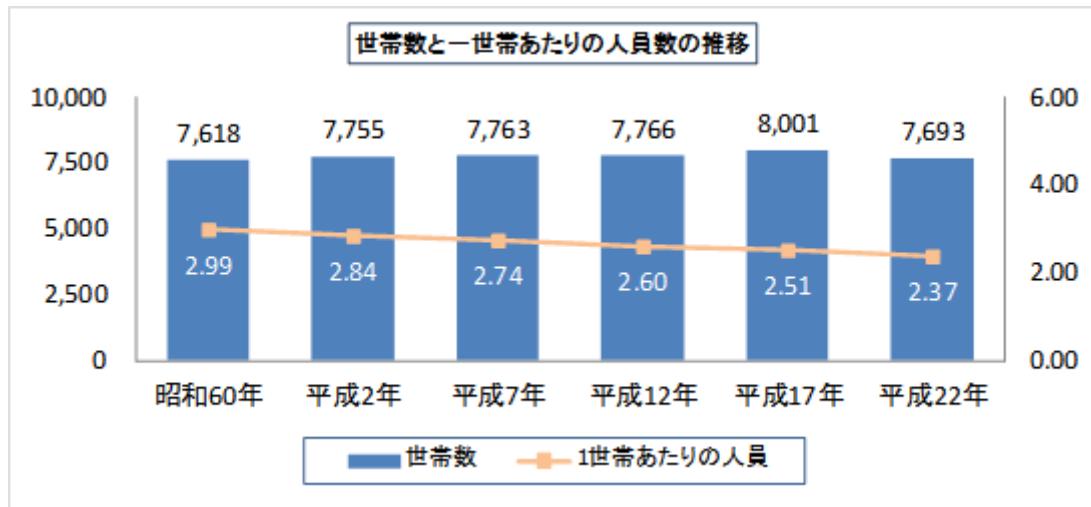
小学生以下の児童人口に関しても、就学前、小学生ともに年々減少傾向となっています。



各年4月1日現在

## (2) 世帯の推移

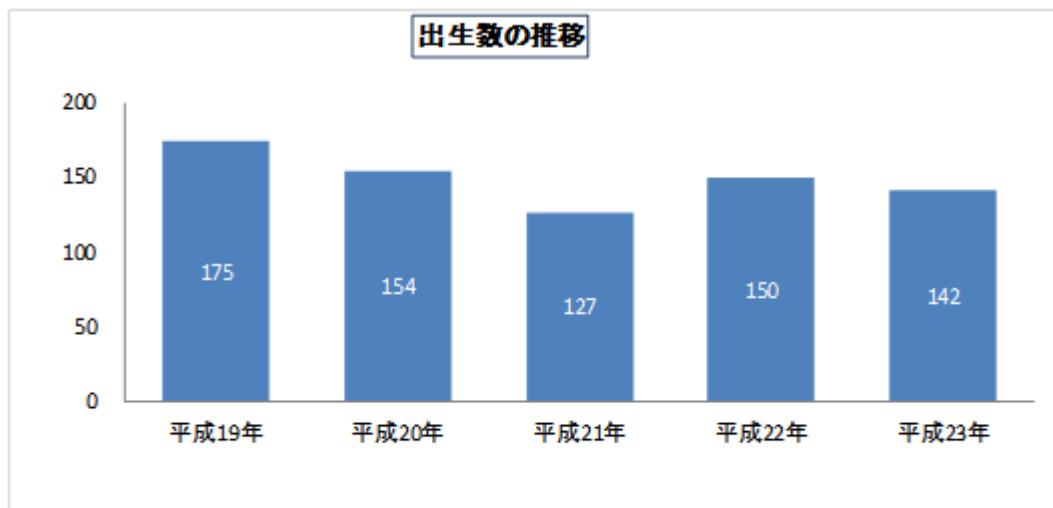
国勢調査による川崎町の世帯数は、年度毎の増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。また、1世帯あたりの人員は、昭和60年の2.99人から平成22年の2.37人と核家族化が進行しています。



国勢調査

## (3) 出生数の推移

川崎町における出生数は、年度ごとの増減はあるものの平成19年の175人から平成23年の142人と減少しています。



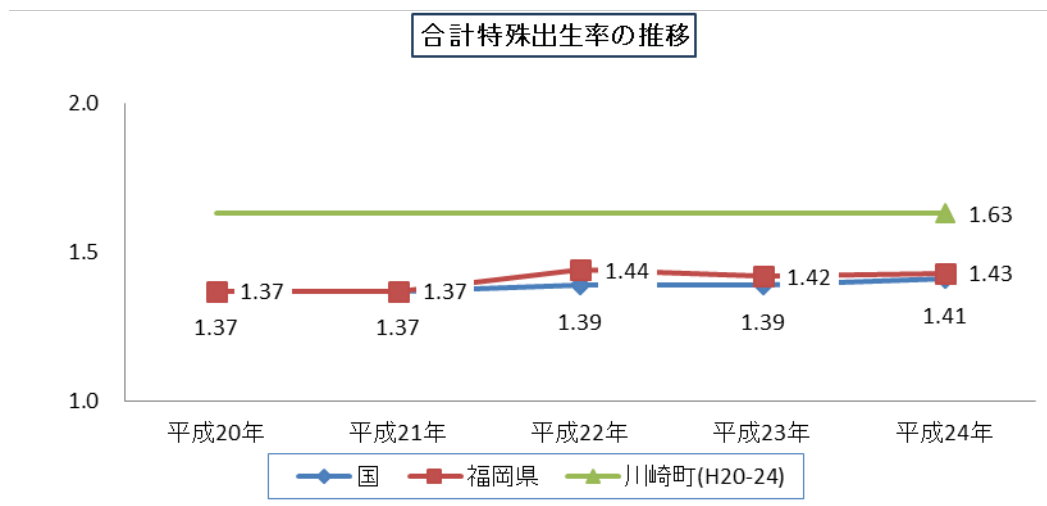
人口動態統計



#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

川崎町の合計特殊出生率（平成 20-平成 24 年）は、国や福岡県より高い水準で推移しています。

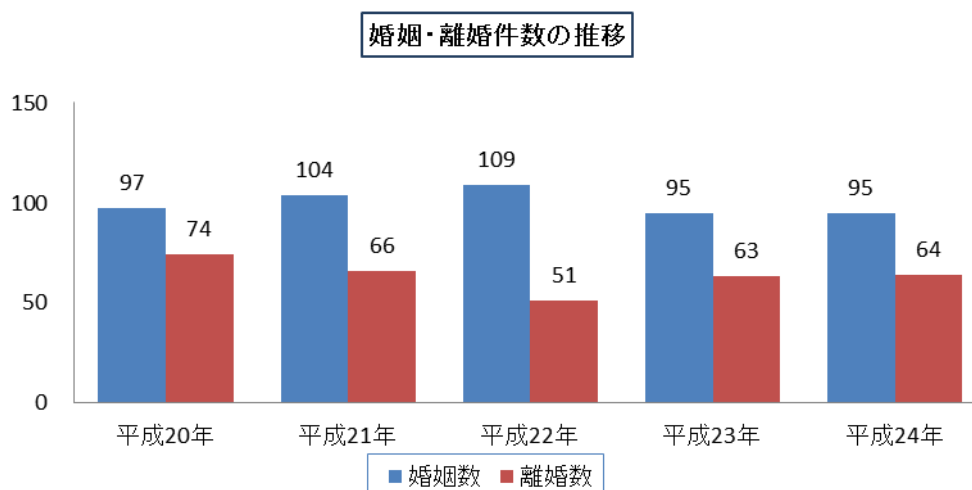


人口動態統計

#### (5) 婚姻と離婚

婚姻については、年度ごとにバラつきがあり、平成 22 年が 109 件と最も多く、平成 23・24 年が 95 件と最も少なくなっています。

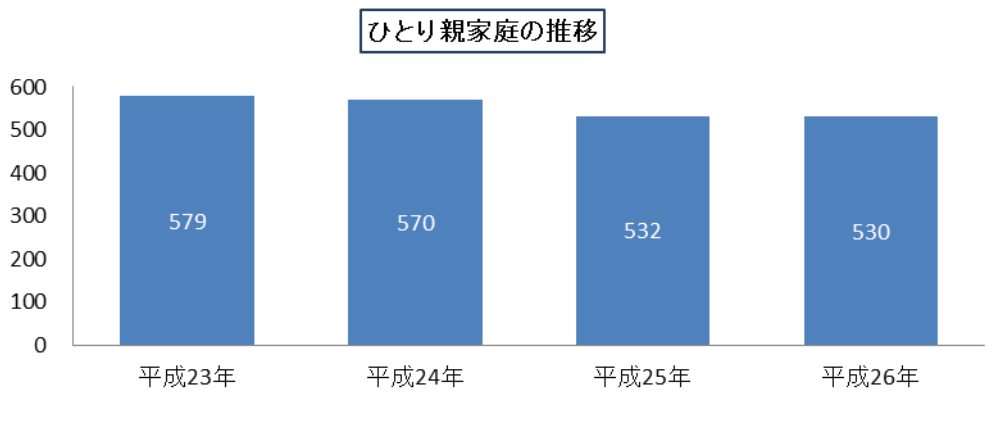
また、離婚については、平成 20 年が 74 件と最も多く、平成 22 年が 51 件と最も少なくなっています。



人口動態統計

## (6) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の数は、平成 23 年の 570 世帯から、平成 26 年の 530 世帯と年々減少傾向で推移しています。



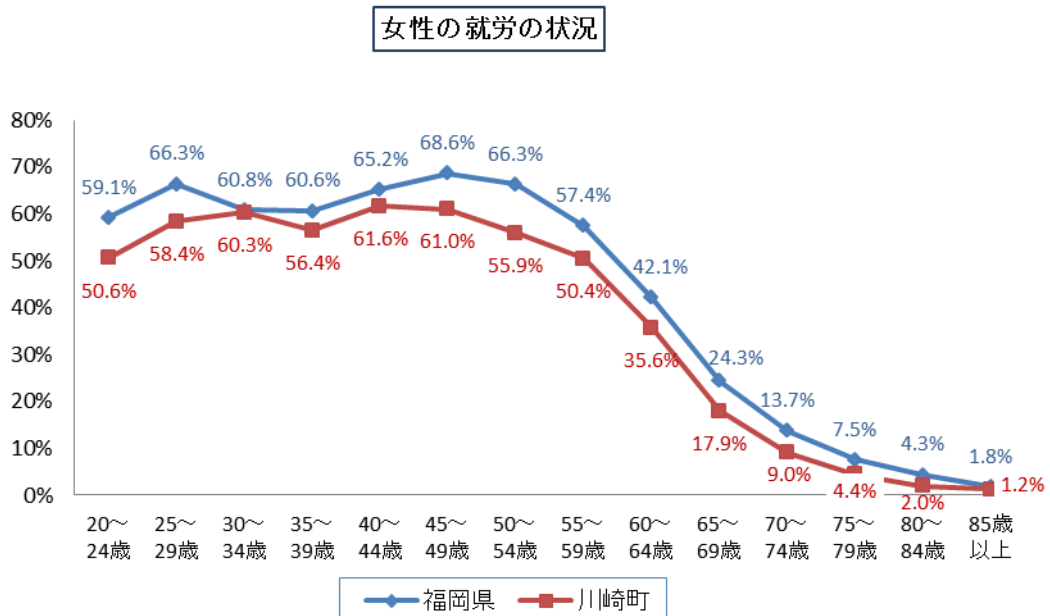
児童扶養手当受給家庭数  
各年 9 月 1 日現在

## (7) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりをめざしています。

川崎町における女性の就労状況は、主に子育てを行っている 35～39 歳に大きなくぼみ（一時的な就労率の低下）があり、その後 40～44 歳にかけて就労率が持ち直している、「M 字カーブ」を描いています。

また、福岡県平均と比較してみると、ほとんどの年代で就労率が低くなっています。



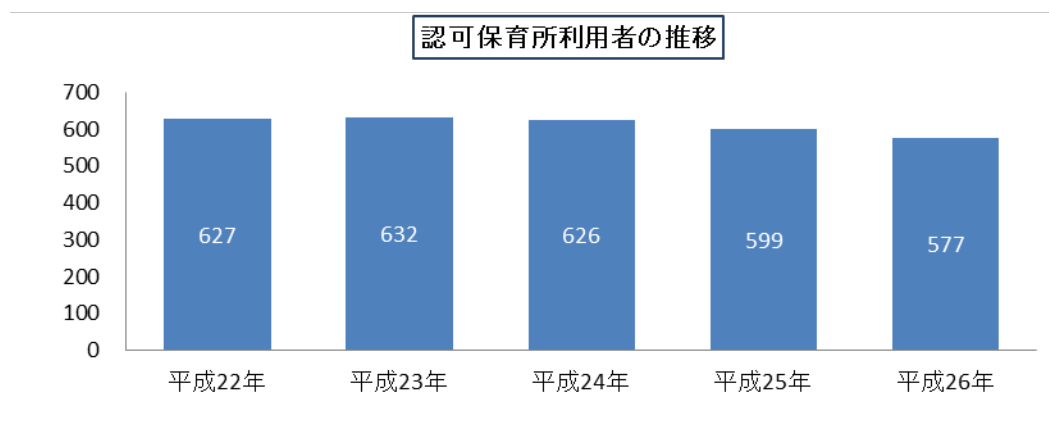
平成 22 年 国勢調査

## 2. 子育て支援の状況

### (1) 認可保育所利用者の状況

認可保育所利用者数の合計は、減少傾向にあり、平成26年は577人となっています。

平成26年度の定員に対する利用者数では、川崎町内の利用者では各施設とも定員数を下回っていますが、町外からの受け入れを含んだ場合、緑保育所、真崎保育園、こばと保育園、川崎保育園において定員を上回っています。



施設名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 合計数	26年度 定員数
緑保育所	68	63	75	63	67	101	90
真崎保育園	43	49	47	47	40	62	60
こばと保育園	56	55	51	51	56	70	60
光華保育園	29	35	35	37	28	28	45
川崎保育園	85	86	78	88	87	98	90
浄照保育園	48	56	50	44	42	81	90
わかば保育園	76	65	75	78	71	85	90
すみれ保育園	70	68	64	55	60	83	90
川崎町立同和保育所	113	108	96	86	81	86	100
町外への広域入所	39	47	55	50	45		-
<b>合計</b>	<b>627</b>	<b>632</b>	<b>626</b>	<b>599</b>	<b>577</b>	<b>694</b>	<b>715</b>

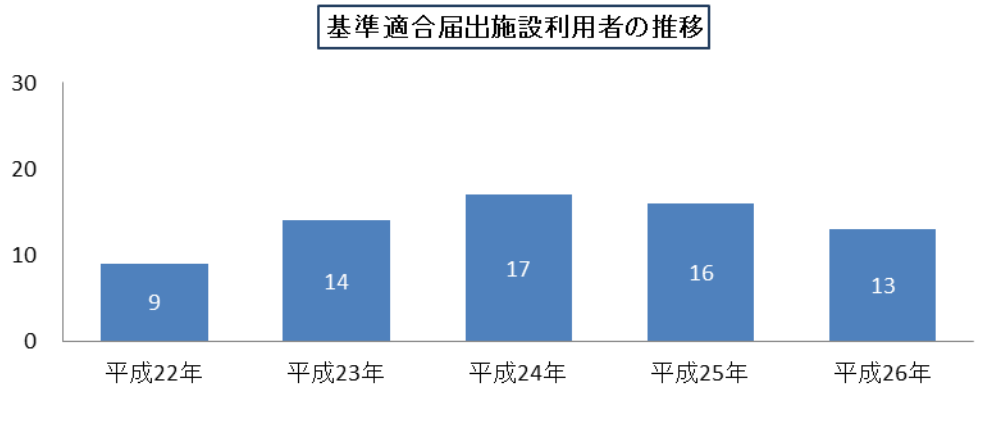
各年5月1日現在

※平成26年合計数は、町外からの受け入れを含む人数

## (2) 基準適合届出保育施設（認可外保育所）利用者数の状況

届出保育所施設とは、県の立入調査により認可外保育施設指導監査基準に全て適合していると確認された保育施設のことです。

基準適合届出施設利用者数は、平成 23 年以降大きな変動はなく 15 人前後となっています。



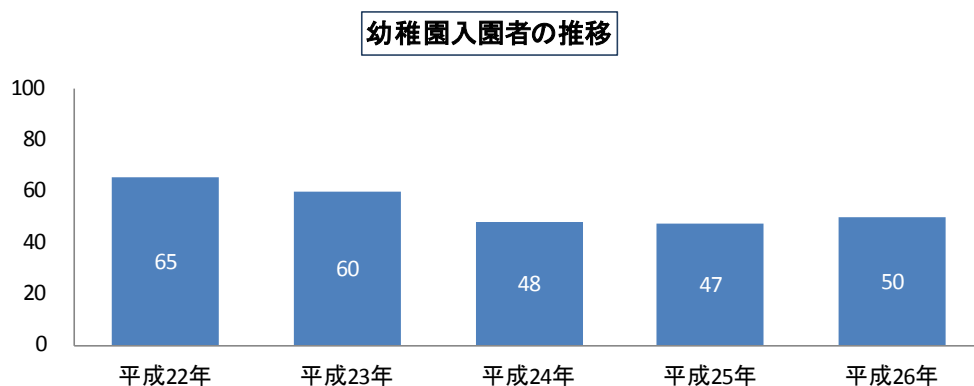
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度定員数
法満寺保育園	9	14	17	16	13	30

各年 5 月 1 日現在

※町外からの受け入れを含む人数

## (3) 幼稚園入園者数の状況

幼稚園入園者数は、平成 24 年以降大きな変動はなく 50 人前後となっています。



施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度定員数
川崎町立川崎幼稚園	65	60	48	47	50	120

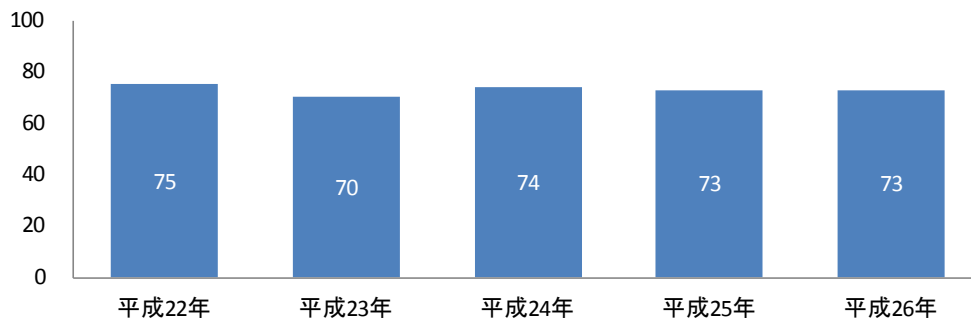
各年 5 月 1 日現在

※町外からの受け入れを含む人数

#### (4) 時間外保育事業利用者の状況

時間外保育事業利用者数の合計は、大きな変動はなく1日平均75人程度となっています。

時間外保育利用者の推移



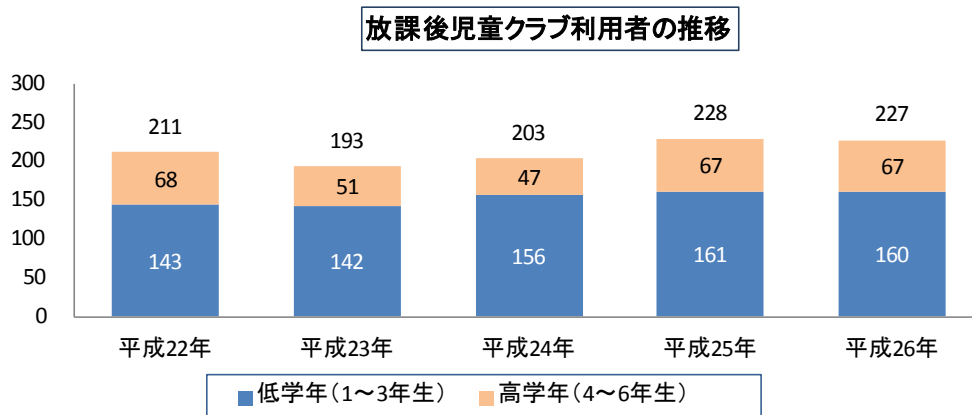
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
緑保育所	11	11	14	14	14
真崎保育園	8	9	11	9	9
こばと保育園	8	8	7	7	7
光華保育園	4	4	4	4	4
川崎保育園	12	10	10	14	14
浄照保育園	3	3	3	4	4
わかば保育園	7	7	8	6	6
すみれ保育園	18	14	14	14	14
川崎町立同和保育所	4	4	3	1	1
合 計	75	70	74	73	73

各年 5 月 1 日現在



## (5) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数の合計は、平成 22 年の 211 人から、平成 26 年の 227 人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。



### 低学年(1~3年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
川崎小学童クラブ	48	48	50	44	44
川崎東小学童クラブ	19	15	21	31	25
池尻小学童クラブ	31	28	28	34	38
真崎小学童クラブ	16	22	27	22	32
すみれ学童クラブ	29	29	30	30	21
合 計	143	142	156	161	160

各年 5 月 1 日現在

### 高学年(4~6年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
川崎小学童クラブ	5	1	1	13	6
川崎東小学童クラブ	22	14	10	9	12
池尻小学童クラブ	15	17	17	19	14
真崎小学童クラブ	8	7	12	17	21
すみれ学童クラブ	18	12	7	9	14
合 計	68	51	47	67	67

各年 5 月 1 日現在

### 3. 将来人口推計

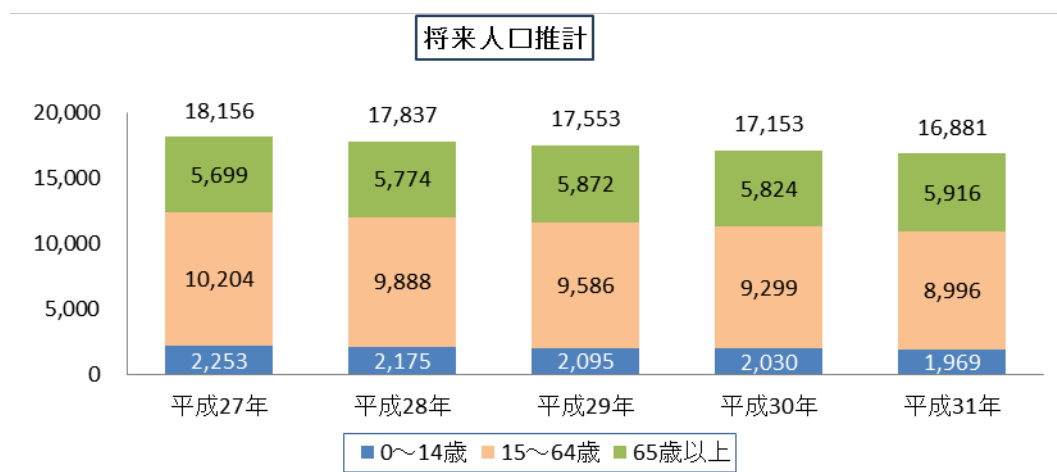
以下に、平成27年から平成31年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、年度ごとの増減はあるものの、計画最終年の平成31年には総人口が16,881人、年少人口が1,969人と見込まれています。

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0～14歳人口)	2,253	2,175	2,095	2,030	1,969
未就学児(0～5歳)	794	769	747	716	696
小学生(6～11歳)	931	905	877	850	804
中学生(12～14歳)	528	501	471	464	469
生産年齢人口(15～64歳)	10,204	9,888	9,586	9,299	8,996
老年人口(65歳以上)	5,699	5,774	5,872	5,824	5,916
総人口	18,156	17,837	17,553	17,153	16,881

※コーホート法による推計







# 第3章

## 基本理念



## 第3章 基本理念

### 1. 基本理念

川崎町では、子育ての基本は家庭であることから、子どもだけでなく親も共に育っていきけるような環境を整備し、地域や職場など社会全体が一体となって支えていく川崎町を構築することをめざし、次世代育成行動支援計画において、“川崎町に生まれて・住んでよかったと思えるような子育てしやすいまちづくり”を基本理念として決めました。

本計画においても、次世代育成行動支援計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

#### 基本理念

川崎町に生まれて・住んで  
よかったと思えるような  
子育てしやすいまちづくり





## 第4章

### 子ども・子育て支援サービス



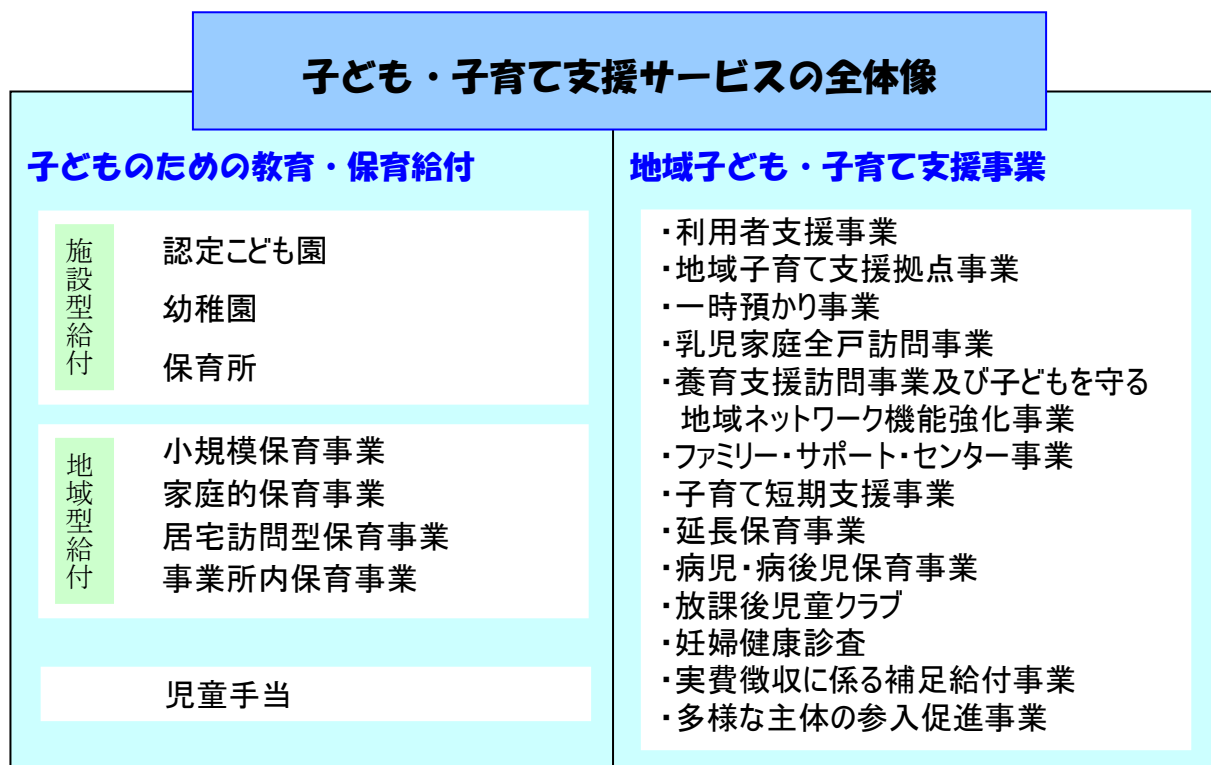
## 第4章 子ども・子育て支援サービス

### 1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付と地域型保育給付が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行う事業であるのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分または、事業ごとに設定することができる。

### (2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

### (3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### (4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。



### 3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

#### 認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用



#### 4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。

##### (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、川崎町には該当の施設はありません。

##### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	584	566	550	527	513
2号認定	339	327	320	305	297
3号認定(0歳)	64	61	60	58	56
3号認定(1・2歳)	181	178	170	164	160
B. 確保提供数	715	715	715	715	715
2号認定	360	360	360	360	360
3号認定(0歳)	115	115	115	115	115
3号認定(1・2歳)	240	240	240	240	240
差異(B-A)	161	179	195	218	232

##### 【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、確保提供数がニーズ量を上回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

## (2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、川崎町には該当の施設はありません。

### 【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	50	50	51	50	51
B. 確保提供数	120	120	120	120	120
差異(B-A)	70	70	69	70	69

### 【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、確保提供数がニーズ量を上回っていることから、確保提供数での対応が可能です。



## 5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または、妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【設置状況】

特設窓口等の設置はありません。

#### 【確保方策】

本事業については、引き続き担当課（社会福祉課）の窓口による対応を行います。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【実施状況】

川崎町では、地域子育て支援センターにおいて、「わくわく広場」を開設し、お子さんとゆっくり過ごし、子育て中の保護者同士が、子育ての不安や悩みを相談しあったり、子育ての情報を交換しあったり、おしゃべりを楽しむなど、お子さまと一緒に新しい友達をつかって、リフレッシュできる場所を設けています。

#### 【量の見込み】

(月・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用人数	442	430	414	400	388
実施個所数	1	1	1	1	1

#### 【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

### (3) 一時預かり事業

#### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

#### 【実施状況】

川崎町では実施していません。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	3,957	3,815	3,739	3,558	3,463
1号認定	275	265	260	247	241
2号認定	3,682	3,550	3,479	3,311	3,222

#### 【確保方策】

本事業は、現在川崎町では実施はしていないものの、ニーズ調査による利用の希望があることから、対応策を含めて今後検討を行ってまいります。

#### ②保育所における一時預かり保育事業

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

#### 【実施状況】

(年・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	707

川崎町では、町内9箇所すべての保育園(所)にて、一時預かり保育事業を実施しています。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	2,950	2,859	2,774	2,661	2,586

#### 【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問人数	159	155

出生届けを確認し、2ヶ月になる前に保健師から電話連絡を行い、日程調整後、第1子目は、地区担当保健師と子育て支援センター職員とで訪問を行います。第2子目以降は、地区担当保健師と保健センターの看護師などで訪問しています。

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問人数	160	160	160	160	160

【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

#### (5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

##### ①養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【実施状況】 (年・延回数)

	平成 25 年度
訪問回数	200

乳幼児家庭全戸訪問時に専門の指導員が同行し、特に支援を必要とする妊婦や児童を調査判断し、その後訪問による対応を行っています。

また、各医療機関から連絡があった要保護児童ケースの家庭の場合等は、保健師と子育て支援センター職員が連携し訪問を行っています。

【量の見込み】 (年・延回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問回数	150	150	150	150	150

【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

## ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関構成員及び関係機関職員の専門性強化を図るための取組を実施する事業です。

### 【実施状況】

職員研修及び要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、全体総会を（年2回）・各地域の校区別会議（年2回）・定期ケース会議（年2回）・個別ケース会議（随時）等を開催し、対象家庭の状況把握及び今後の支援方法等を検討し、適切な対応に努めています。

### 【平成 25 年度の要保護児童・要支援児童の支援状況】

	要保護件数		要支援件数	
	世帯	人数	世帯	人数
新規	9	21	21	47
継続	48	116	14	12
合計	57	137	35	59

世帯調査・自宅訪問・面接等 → 延べ 602 回

校区会議・定期ケース会議・個別検討ケース会議 → 延べ 1,462 回

### 【確保方策】

今後も継続して職員研修及び要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、事業の展開を行います。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【実施状況】

川崎町では実施していません。

### 【確保方策】

本事業は、川崎町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### 【実施状況】

川崎町では実施していません。

### 【確保方策】

本事業は、川崎町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

## (8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

### 【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
利用者数	412
実施個所(箇所)	9

### 【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	397	385	374	358	213
確保方策					
B. 利用可能数	715	715	715	715	715
実施個所(箇所)	9	9	9	9	9
差異(B-A)	318	330	341	357	502

### 【確保方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、利用可能数がニーズ量を上回っていることから、利用可能数での対応が可能です。



## (9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、お子さんを家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

### 【実施状況】

川崎町では、本事業は実施していないことから、必要が生じた場合は、平成 26 年 5 月に開設した、田川市病児病後児保育室「ひまわり」にて、広域利用による対応を行っています。

### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	725	702	682	654	636
確保方策					
B. 利用可能数	40	39	38	36	35
実施個所(箇所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	△685	△663	△644	△618	△601

### 【確保方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を大幅に上回っていますが、計画期間内においては、現状の供給体制である広域利用にて対応いたします。



## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
登録児童数	218
実施個所(箇所)	5

### 【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	224	216	212	208	200
低学年(1～3年)	155	144	139	135	130
高学年(4～6年)	69	72	73	73	70
確保方策					
B. 利用可能数	275	275	275	275	275
実施個所(箇所)	5	5	5	5	5
差異(B-A)	51	59	63	67	75

### 【確保方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、利用可能数がニーズ量を上回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

## (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
健診実人数	160

### 【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健診受診者数	160	160	160	160	160

### 【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【実施状況】

川崎町では実施していません。

### 【確保方策】

国の動向に応じて、助成を検討していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

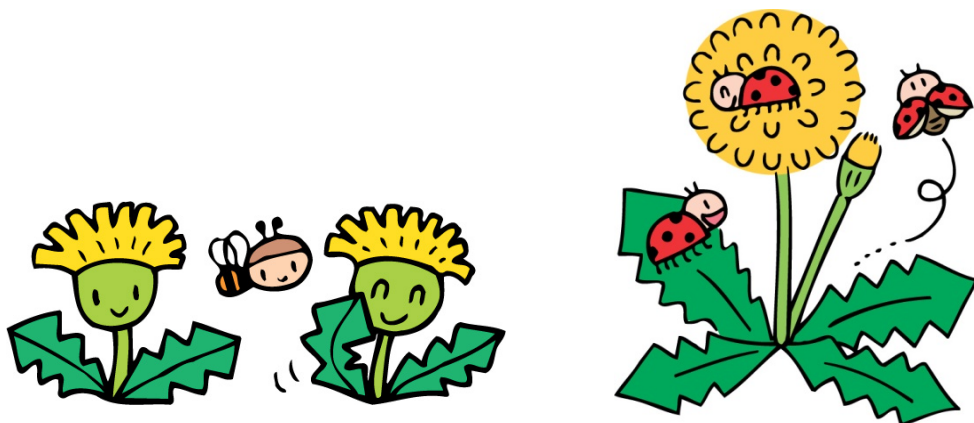
### 【実施状況】

川崎町では実施していません。

### 【確保方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。



## 6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

### (1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

川崎町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

### (3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。



## 7. 関連施策の展開

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

#### ① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

#### ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として、総合的な自立支援を推進します。

#### ③ 障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。  
(自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む)

#### ④ つどいの広場事業の推進

つどいの広場(アンビシャス広場)事業として、公民館や公的施設等を利用した体験研修や子どもまつり等、子どもの自立性・社会性を促す事業に取り組んでいます。今後更なる地域・家庭・学校との連携強化を行い、子育て支援を推進します。



# 第5章

## 計画の推進体制





## 第5章 計画の推進体制

### 1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

### 2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

## (1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

## (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民1人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

## (3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

## (4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

## (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

### 3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することをめざします。

#### (1) 町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等との円滑な連携が可能となるよう、積極的に支援していきます。

#### (2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもの利用が見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

#### (3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。



## 資料編



## 1. 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 25 年 11 月	「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」実施
平成 26 年 3 月 3 日	平成 25 年度 第 1 回川崎町子ども・子育て会議
平成 26 年 7 月 11 日	平成 26 年度 第 1 回川崎町子ども・子育て会議
平成 26 年 8 月 19 日	平成 26 年度 第 2 回川崎町子ども・子育て会議
平成 26 年 10 月 27 日	平成 26 年度 第 3 回川崎町子ども・子育て会議
平成 27 年 1 月 20 日	平成 26 年度 第 4 回川崎町子ども・子育て会議
平成 27 年 2 月 2 日～ 2 月 13 日	「子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対するパブリックコメント実施
平成 27 年 3 月 20 日	平成 26 年度 第 5 回川崎町子ども・子育て会議

## 2. 子ども・子育て会議条例

### 川崎町条例第52号

#### 川崎町子ども・子育て会議条例

##### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川崎町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長から意見を求められた時に、法第77条第1項各号に掲げる次の事項を審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

##### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

##### (臨時委員)

第5条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

##### (委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。



- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

### 3. 子ども・子育て会議委員名簿

役職	所 属	職 名	氏 名
委員長	福岡県立大学	准教授	中村 晋介
副委員長	たがわ子育て支援コミュニティ たがわんわ	代表	盛坪 桂子
委員	川崎町中学校校長会 川崎町要保護児童対策地域協議会	代表 (川崎町立池尻中学校 校長)	坂本 和紀
委員	川崎町小学校校長会	代表 (川崎町立真崎小学校 校長)	池之上 虎男
委員	福岡県立川崎特別支援学校	教諭	原 和代
委員	川崎町私立保育園連盟	代表(こばと保育園 園長)	榎木 義人
委員	川崎町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	中村 香代子
委員	川崎町学童クラブ運営委員会 連絡会	会長	吉村 一葉
委員	子育て中の家庭(小学校)	代表 (川崎町立真崎小学校 PTA)	入野 紅美
委員	子育て中の家庭(幼稚園)	代表 (川崎幼稚園後援会 会長)	富士川 厚子
委員	子育て中の家庭(保育園)	代表 (緑保育所 保護者)	磧谷 瑠美
委員	川崎町立同和保育所	所長	木下 和子
委員	川崎町立幼稚園	園長	池長 千代美
事務局	社会福祉課	課長	中島 利男
		子ども係 係長	中嶋 恵美子
		子育て支援係 係長	西山 典子
		子育て支援係 係員	堀内 一枝

#### 4. 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

用 語		定 義
1	子ども・子育て 関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・ 子育て支援事業 計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村等が設置 する「子ども・ 子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める町長の付属機関)。
4	幼保連携型認定 こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て 支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
6	教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)

用 語		定 義
11	特定地域型・保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第 29、43 条)
12	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)
13	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
14	居宅訪問型・保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
15	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第 7 条)
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみの就学前の子ども</li> <li>・ 2号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども</li> <li>・ 3号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども</li> </ul>
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)

## 川崎町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 川崎町役場  
〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789-2  
電話 (0947) 72-3000 (代表)

発行年月 平成 27 年 3 月

